

(会員の皆様へ)

令和6年 12 月 2 日をもって従来の健康保険証が新たに発行されなくなり、マイナンバーカードの健康保険証利用を基本とする仕組みに移行しております。

マイナ保険証（健康保険証の利用登録がされたマイナンバーカード）に切り替えがお済みでない方においても、申請不要で届けられる資格確認書をご利用いただくことで、これまでどおりに保険診療を受けることが可能です。

また、有効な従来の健康保険証については、最長1年間ご利用いただくことが可能です。

マイナ保険証に切り替えがお済みでない方においてもこれまでどおりに保険診療を受けることが可能ではございますが、マイナ保険証をご利用いただくことで、診療履歴に基づいたより良い医療が受けられるようになるなどメリットもございます。

患者にマイナ保険証をご利用いただくよう引き続きご案内をお願いいたします。

○厚生労働省 HP（オンライン資格確認の導入について（医療機関・薬局、システムベンダ向け）URL

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08280.html



○厚生労働省 HP（オンライン資格確認に関する周知素材について）URL

https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16745.html



厚生労働省九州厚生局
沖縄県医師会
沖縄県歯科医師会
沖縄県薬剤師会